

社会保障の公平と均衡のとれた 財政改革への提案

Senator André Arengaud (フランス)

本稿には、社会保障の財政について、公平と均衡を目指す改革の提案が示されている。

社会保障の各給付部門にわたるある研究は、不安な状態を明らかにしている。それらの各給付部門のうちある幾つかの部門の財政的な不足財源は、引続き増大しており、また、家族手当部門における余剰金にもかかわらず、1973年における政府の補助金が115億フラン——1972年より約10%多い——の金額に達する水準になってしまった。

1972年に、フランスの社会的支出——1,934.8億フラン——は、初めて中央政府の予算額——1,871.8億フラン——を越えた。この状況を修正する手段の採用は避けられないと思われる。

政府の前途には、ある明白な選択がある。それらの選択として、1つはフランスの現行社会保障制度のつぎはぎ細工に対して、その都度ある新しい要素を加えながら、短期的な政策を続けてゆくことができる。あるいは、他のもう1つの選択は、各人が少なくとも「社会的な最低」を保証されるということを保証するように考案されたある単一の制度と考えられるような制度で、全国的な社会連帯の基本原則と社会的保護の統一にもとづいており、適切に工夫された同種の制度をもう一度作り上げる努力をすることができる。

家族手当

この部門には、次の2つの方法が必要である。

- (a) 家族手当制度から支払う住宅費手当の実施（1972年で30億フラン）の廃止。
- (b) 児童を育てている世帯により調達される費用に応じた家族手当支給額の調整（換言すれば、世帯の所得の一部とみなされる家族手当の取扱いと世帯の所得水準に応じた家族手当の調整）。

疾病保険

次のように、3種類を組合せたある新しい制度が採用されるべきである。

- (a) 第1段階は拠出の算定基礎として用いる所得では、拠出上限の廃止と「不労」所得（地代、利子、配当など）を含めた所得によって財源を調整し、すべての人びとにある最低限の保護（費用の一部負担という調整可能な要素を含める）を提供することである。
- (b) 第2段階は、一般的な制度によりカバーされない事故に対して、補足的な性格をもつ拠出により財源を調達されることである。
- (c) 第3段階は、補足的な危険のカバーを含めて、純粋に契約の方式を用いて運営される保険制度により取扱われることである。

老齢年金保険

次のように、疾病保険に対して提案された方法と同様な3種類の方法が、設けられるべきである。

- (a) 第1段階は、容認できる生活水準をすべての年金受給者に保証するように工夫して、一般的な社会的最低限を提供することである。拠出の算出基礎は、疾病保険の場合と同一である。

- (b) 第2段階はある強制的な補足的制度を作り、支払われる年金額はすべて支払われた拠出にもとづかせることである。
- (c) 第3段階は民間の保険会社の提供する任意方式の保険証券である。

これらの基本原則の適用は容易ではない。一方では、異なる社会的および職業上の集団は、かれら自身の別な制度を維持したが、他方では、右派と左派の両陣営はすべての変革に反対され、かつ、低下を辿る社会的傾向を支持する。

しかし、これは、ある媒体として社会保障を用い、ある所得政策を導入する試みをしないなんらの理由にもならない。

Proposals For a Fair and Balanced Financial Reform
of Social Security, Droit Social, No. 11, 1973, pp. 530
~ 534 ; No. 12, 73/74.

強 制 的 企 業 年 金

※
André Ghelfi (スイス)

本稿には、補足的な老齢・廃疾・遺族保険にかんする制度が論述されている。

1972年12月3日に、スイスの人びとは老齢・廃疾・遺族保険(AVS)にかんする新しい基本的な改正を受諾した。一般的な国の保険制度に対する計画を拒否して、かれらは3本の柱、つまり、AVS、強制的な企業年金、および個

人の貯蓄で構成された政府の反対する案を選択した。改正の基本的な目的は、労働者の従前の生活水準を維持することである。

スイスの労働組合運動は、全国的な社会保障の基本的な部分の管理にかんする厄介なしかも時代遅れの政府の管理に対して、毅然した立場をとってきた。さらに、労働組合運動はその運動がこの国の保守的な勢力の手によって蒙むるかも知れないなんらかの弱体化に対して、この改正に基本的な賛同を完全に保有しようとし、また、進歩的でかつ気前のよい社会的保護制度を実現しようとしている。専門家達のある委員会は、強制的な企業年金、つまり2番目の柱に対する新しい法律の法案を作っているが、労働組合はかれらが前の国会に提出した要求と仮定を撤回する。

4つの要求

1. 従前の生活水準の維持を保証するために、低賃金労働者と平均的賃金の労働者に支払われる年金は、過去に取得した総所得の60%以上でなければならない。企業の退職基金は恐らく給付を優先させる基本原則か、あるいは、拠出を優先させる基本原則かといういずれかの基本原則により年金を定めるように選択するであろう。これらのうち、1番目の例では、従前の所得の60%という最低の水準を保証するためには、元金保証を確立するために拠出を徴収し、かつ、賃金の一般的な上昇を考慮した暫定的な計算をする必要があるだろう。2番目の例では、最低の拠出率は法律によって定められ、また、賃金の変動を考慮して調整されるであろう。

2. 拠出者のうち、最初の世代は犠牲にされるべきでもないし、また、耐えられない負担を強いられるべきでもないし、さらに、老齢な労働者達が不利にされるべきでもない。中央に設けられたある機関が、必要な給付を支給するように義務づけられた基金の不足財源を補償すべきである。